



田収発第1496号
平成20年8月29日

青森県知事 三村申吾 殿

田子町長 松橋良則



青森県の県境不法投棄現場の環境再生計画策定における
田子町の集約した意見について

青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の協議により青森県から要請のあった標記の件について、田子町の意見をとりまとめたので別添のとおり提出します。なお、意見の骨子については下記のとおりです。

記

- 1 環境再生は、青森県の原状回復方針に基づく廃棄物及び汚染土壌等の全量撤去が完遂されることが前提で、この不法投棄事案の教訓の将来への継承を視点に、青森県の行政責任を明確にしたことによる県の責務としてなされるものと考えます。
- 2 原状回復後の現場跡地の環境再生の方向性は、ミズナラなどの落葉広葉樹を植栽して元の自然に近い状態の自然林を目指すこととし、この場合、植栽後の保育期間を含めた自然林が形成されるまでの長期的視野に立った計画期間が必要と考えます。
- 3 自然林の再生過程においては、既存の施設等も利用し、事件の経緯と教訓の展示・学習及び資料を保管する小規模な施設を設置し、また、計画区域全域は、跡地見学の場と環境再生過程の研究フィールドに提供されるべきと考えます。

青森県の県境不法投棄現場の環境再生計画策定における
田子町の集約した意見

1 はじめに

県境不法投棄現場の原状回復対策については、元の自然の状態に戻していただきたいという田子町の住民の強い願いから、平成15年8月に青森県知事が全量撤去を基本とする原状回復方針を発表され、田子町がこれを大筋で受け入れた中、平成16年1月に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づいて環境省が同意した原状回復実施計画に則り、国の支援を受けて実施されています。これに対して、原状回復後の現場の跡地利用(環境再生)計画については、平成15年4月2日に青森県知事が県の行政責任を認め、おわびを表明したことに基づき、その実施と管理が青森県の責務としてなされるものと田子町では認識しております。そして、この計画と実施は、青森県の原状回復方針に基づく廃棄物等の全量撤去が完遂されることを前提とした中で、現場の環境再生そのものとともに本事案の教訓を後世に継承するものであって、かつ、範に値するものでなければならぬと考えます。

これらの経緯に従い、青森県の要請により提出する田子町の意見については、十分その内容についてご勘案いただき、青森県の策定される環境再生計画に反映・採用されるようお願い申し上げます。なお、策定された計画に基づく実施に当たっては、田子町といたしましてもその連携と協力を惜しまない所存であることを申し添えます。

2 環境再生計画策定の経緯についての情報公開と地元住民説明について

平成21年5月に予定する1次案を青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会に諮る前の素案段階において、青森県は、田子町の意見及び専門家等からの提案等が計画策定に当たってどのように考慮され反映されたのかについて、その経緯と内容を情報公開し、地元住民説明会を開催して事前に説明しつつ、計画策定に至る過程において、その経緯を都度県民及び地元住民にわかりやすい形で示しながら進めていただくようお願い申し上げます。単にパブリック・コメントを求め、それでよいというものではないと考えます。

3 環境再生計画策定における意見の骨子

- (1) 環境再生は、青森県の原状回復方針に基づく廃棄物及び汚染土壌等の全量撤去が完遂されることが前提で、この不法投棄事案の教訓の将来への継承を視点に、青森県の行政責任を明確にしたことによる県の責務としてなされるものと考えます。
- (2) 原状回復後の現場跡地の環境再生の方向性は、ミズナラなどの落葉広葉樹を植栽して元の自然に近い状態の自然林を目指すこととし、この場合、植栽後の保育期間を含めた自然林が形成されるまでの長期的視野に立った計画期間が必要と考えます。
- (3) 自然林の再生過程においては、既存の施設等も利用し、事件の経緯と教訓の展示・学習及び資料を保管する小規模な施設を設置し、また、計画区域全域は、跡地見学の場と環境再生過程の研究フィールドに提供されるべきと考えます。

4 環境再生計画策定における詳細意見及び要請・要望点

(1) 計画区域

この環境再生計画の計画区域は、現に青森県の県有地となっているおよそ11ヘクタールの不法投棄がなされた区域、または、汚染拡散防止対策として建設された鉛直遮水壁の効果を見込む区域内とします。ただし、田子町としては、青森県が岩手県との連携の元に、岩手県側の不法投棄がなされたおよそ16ヘクタールの区域も計画の対象区域とされるよう要請いたします。

なお、この不法投棄がなされた区域の周辺については、民有地として自然林や放牧採草地等の安定した土地となっていることから、特段の必要性が無ければ計画区域とする必要はないと考えています。

(2) 自然林の再生前における原状回復と環境修復

- ① 廃棄物及び汚染土壌の完全撤去による原状回復が終了し地山の安全性が確認された後、自然林の再生のために植栽を行う前段として、土壌小動物、微生物の充実した表土(地ぎわから20～30センチ)の復元(環境修復)が重要で、地山の修復として有機物に富んだ土または腐葉土等の客土が必要であると考えます。また、土壌の投入とともに法面上には間伐材等を利用した土留柵を設置し、安定した植栽基盤の造成も必要と考えます。
- ② 自然林再生の過程における現場見学、植栽・保育作業、山火事・降雨災害対応等のために、現場内には簡易舗装等を行った作業通路網の整備が必要で、あわせて、突発的大雨等の予測される災害に対処する水路等も必要と考えます。
- ③ 平成15年8月に青森県が発表された原状回復の基本方針の2では、『不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする。』とされています。この中では、汚染が無い不法投棄現場周辺の土壌環境と同等となる対策がなされるのが原状回復の基本と考えます。このことから、現地にある覆土が土壌環境基準を満たすものであっても、これが汚染の無い不法投棄現場周辺の土壌環境と同等のレベルにあるのか、あるいは相当の汚染があっても土壌環境基準を満たしているのかが不明で、その評価がきちんとなされるべきものと考えます。これらに鑑み、現地にある覆土が単に土壌環境基準を満たすことだけをもって環境修復材等として再利用されることには原則反対です。もちろん、有機溶剤臭など自然由来でないものが確認される場合には、その再利用について認め難く撤去対象の土壌として扱っていただかなければなりません。ただし、外部から相当量の客土等によって、汚染が不法投棄現場周辺の土壌環境と同等のレベルに希薄化されることが可能であれば、それを条件に認めざるを得ないと考えています。この場合には、その合意の手順や実施に関してマニュアル化するとともに、再利用後10年間程度は環境モニタリングを行い、その時点での土壌環境基準を満たしていることを公表するよう要望いたします。
- ④ 廃棄物及び廃棄物が混入している土壌については、これまで田子町の意見及び提言で青森県に要望及び要請してきたように、その利用については認められません。これらについては、青森県の原状回復の基本方針の3で、『なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進

協議会」などにおいて十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壤環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など最終的に土壤に還元される性質のものについて、現地で有効活用することも可能であると考えている。』とされているように、「住民の方々のコンセンサスが得られる場合」という方針を遵守するよう強く要請と要望をいたします。この田子町の住民のこれまでの継続的な願いは、是非、青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の委員各位にも再度お伝えしていただき、ご認識とご理解をあらためて賜りたいと存じます。

(3) 自然林の再生手法

① 自然林のイメージは、ミズナラ、ブナ、トチノキ、ニホングリ(ヤマグリ)、オニグルミ等の夏緑広葉樹の混交林となります。これらの夏緑広葉樹による混交林を仕立てることは、気象や土壤条件から相当な困難を伴うことが予想されますが、自然再生を目指すこの計画にとっては、潜在自然植生を推定し、それに近い夏緑広葉樹による混交林を目指すことは大きな目標です。また、この潜在自然植生の復元・再生の試みは、その目的と壮大な規模・継続性において学術的にも貴重な事例となると考えられます。さらには、地球温暖化防止に貢献するCO₂の森林吸収源対策ともなり得ます。

② 植栽樹種については、沢筋や傾斜地等の条件を加味した潜在自然植生を調査の上で20~40種を選定し、自然の植生遷移では数百年かかると言われる潜在自然植生の復元を早急に行うために、高さ30~50センチのポット苗を植栽密度1m²当たりたり3~4本をランダムに混植・密植する手法が考えられます。ポット苗は誰にでも植え付けが可能なため、環境再生事業の開始時点で植樹祭等のイベントも実施できます。

なお、周辺林分からの天然更新に由来するアカマツの自生を除き、針葉樹の植栽は避けるべきで、また、荒廃地復旧対策に用いられるハンノキ属等の樹種は、現場周辺が牧草地であること及び住民感情としては好ましくなく、また本来の植生を乱す特定外来生物被害防止法の「要注意外来生物リスト」にあるハリエンジュ(ニセアカシア)等の植栽も避けるべきです。もちろん一般の治山緑化工等で用いられる当地域に存在しない植物や帰化植物の導入も同様です。

③ 植栽後は、稲ワラ等での完全なマルチングをし、その後はなるべく自然に委ねる手法が一般的ですが、現地の気候条件の厳しさ等から約10年間程度は植栽樹木の枯死が相当予想されるので、生育状況に応じた補植等の保育作業の必要性をあらかじめ計画に盛り込んでおくべきと考えます。

④ 植栽するポット苗木の育苗にはかなりの年月が必要で、計画策定後直ちに、青森県は地元の森林組合や関係団体等にその育苗委託を発注すべきです。これらは、植栽後の保育作業や下述する展示・学習施設等の管理とあわせて、雇用創出などの地域振興の観点から実施されるべきものと考えます。

⑤ 植栽や植栽後の保育に当たっては、環境再生実施の取り組みへの関心を高めるため、広く一般県民からのボランティアなどを募り、イベント的に実施することも一考の余地があると思います。また、ポット苗の植栽に一部加えてミズナラの実(ドングリ)やクリ、クルミ等の身近な木の実を、子どもたちに楽しみながら直接土に植え込んでもらう方法もあると考えます。さらには、これらの方法の一助として、基金の造成や広く一般

の方々からの環境再生資金の寄附を募ることも考えられます。

(4) 自然林の再生過程

- ① 現場内に、駐車場と事件の経緯と教訓を伝え、産廃不法投棄防止啓発の展示・学習ができ、かつ、関係資料を保管する小規模な施設を設置していただきたい。この施設は冬期間以外は公開し、見学者及び自然林再生に必要な植栽、保育作業を行う人々のトイレを含む休憩所の機能をあわせたものにすべきです。
- ② この施設の設置場所は、
 - ア 選別保管施設を植栽や保育の作業、管理に必要な倉庫等として活用する
 - イ 現場西側沢筋下部の浸出水貯留槽脇の建物施設を活用する
 - ウ 岩手県との連携では、現場入り口付近に設置した方が利便性がよいことなどを考慮して選定すべきものと考えます。
- ③ 自然林の再生過程においては、現地は原則として公開し、冬期降雪期間を除いて跡地見学の間や環境再生過程の研究フィールドの間として、一般の方々のほか大学や民間を含む研究機関等にも提供し、あわせて施設も使用できるようにすべきと考えます。

(5) 自然林の再生と相反しない付加的若しくは別途の案

- ① 自然林の再生区域内において、傾斜や土壌条件等によって一部小面積のエリア区分、ゾーニングをし、単一の広葉樹の植栽でもって、例えば「ヤマグリノ森」、「トチノキの森」という設定をした中で、木の実や昆虫採取等のレクリエーション的利用に資することも考えられます。
- ② 自然林の再生が難しい区域及び展示・学習施設の周辺等において、景観形成のため、季節の風物詩となり得るソバ、アブラナ(菜の花)、ゲンゲ(レンゲソウ)等のお花畑を造成します。ソバやアブラナは収穫した実をバイオマス資源や種として活用することもできると考えます。
- ③ 部分的に自然林と区分して薪炭林等の造成区域を設定し、クヌギなどの植栽により、薪炭林を造成します。これらの森林は、林業的手法で30～50年に一度の伐期を設定し、将来産出される森林資源は、炭の原料やバイオマス資源としての小規模なバイオメタノールの製造等に民間の資金・技術を導入して活用できるとも考えます。
- ④ 植生遷移の早期段階で形成される陽樹としてのシラカンバは、山火事・山崩れ跡地等でも比較的容易に更新することから、植栽樹種として検討には値します。シラカンバの森林は厳密には自然林ではないとしても、カレンダー的景観で来訪者の目を楽しませる要素があります。展示・学習施設の周辺の森林公園的整備をする場合の一考となります。
- ⑤ 自然林の再生過程における森林空間及び②で上述したような草地空間並びに作業通路網等を自然林の再生に支障のない範囲で、レクリエーションまたはイベント的利用に供する場として常時開放若しくは一般公募での使用を認めることも考えられます。例えば冬期間のクロスカントリーの間として提供すること等が一案です。

5 その他

(1) 岩手県との連携

青森県側が青森県の県有地で、岩手県側の原状回復対策を講じている土地が岩手県の県有地でないことなどの条件の差異により、環境再生に対する検討スケジュールに時間差があるのは承知していますが、原状回復後に取り組む環境再生計画は、「現場は一つ」という認識の元に両県同一のものでなければならぬと考えます。このため、当町ではこれまでも両県が連携して同一の認識で環境再生計画を策定すべきと申し上げてきた経緯があります。しかしながら、青森県がどうしても先行する場合には、その策定前に、「自然林の再生」等の基本的将来像だけでも岩手県と事前調整のうえ共通認識を持ち、そして岩手県の事前了承を受けてから計画を策定すべきではないでしょうか。

また、このことにより、駐車場や展示・学習施設等を共有して設置管理するとともに、必要に応じて岩手県側北部の撤去完了跡地から、青森県側の地山の修復材として客土することも可能となります。

(2) 青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の委員について

田子町においては、これまで地元住民代表の委員を増員していただくよう要望してきた経緯がありますが、これとあわせて、今後環境再生計画の構想策定や自然林の再生の過程において、適切な助言・提案と評価のできる森林の植生や生態の専門家を複数名、委員として委嘱任命することが必要と考えます。

(3) 不法投棄現場の跡地及び現有する施設等について

① 不法投棄現場の土地は現在県有地となっており、最低限環境再生が完了するまでは県所有の土地として適正な管理がなされるよう計画に盛り込まれるべきです。このことについては、また岩手県も同様の措置をとるべきでしょう。

② 浸出水処理施設については、鉛直遮水壁の有効性による汚染拡散の恐れがないことが確認され、かつ、廃棄物及び汚染土壌の完全撤去完了の後、数年間にわたる浸出水の処理と原水の水質によってそれ以上の水処理の必要性がなくなったと判断された場合は、その後の利活用は考慮せず、速やかに現場から撤去され、原状回復がなされるべきものと考えます。

ただし、水処理施設の稼働の必要性がなくなったか否かについては、モニタリングデータと科学的知見に基づき、複数の専門家、関係自治体及び関係機関の意見と同意をもって、その判断を行っていただくよう要望いたします。

(4) 県民ワークショップの開催と専門家等からの提案募集について

① 県民ワークショップを開催するに当たっては、参加者36人全員に対してこの提出する「田子町の意見」を事前に配布して、田子町の意見の内容を参加者に十分把握していただけるような配慮をお願い申し上げます。

② 専門家等の総合的な提案募集においては、公募段階において、青森県のホームページ「青森・岩手県境産廃不法投棄事案 環境再生に向けた取り組み」にこの「田子町の意見」を掲載するなど、応募者が参照する措置を講じていただくようお願い申し上げます。